

訪問看護 重要事項説明書

訪問看護ステーション オリーブ

株式会社 びわこナーシング

1. 当事業所の法人概要

名 称 : 株式会社 びわこナーシング
所在地 : 滋賀県草津市追分南 6 丁目 9 番 15 号
法人種別 : 株式会社 (不要かな?)
代表者 : 代表取締役 角野 めぐみ

2. ステーションの概要

名 称 : 訪問看護ステーション オリーブ
所在地 : 滋賀県近江八幡市長田町 1 2 6 8 - 1
管理者 : 沖 晴美
連絡先 : (電話) 0 7 4 8 - 4 3 - 0 0 2 0、(FAX) 0 7 4 8 - 4 3 - 0 0 9 0

名称 : 訪問看護ステーション オリーブ 守山サテライト
所在地 : 滋賀県守山市守山 6 丁目 8 番 15-1 号
管理者 : 沖 晴美
連絡先 : (電話) 0 7 7 5 - 5 1 4 - 1 1 2 9、(FAX) 0 7 7 - 5 1 4 - 1 1 2 8

【サービス実施地域】

近江八幡市、湖南市 甲賀市 野洲市、竜王町、日野町、東近江市、
守山市、草津市、大津市、栗東市

※上記以外の地域の方は、ご相談ください。

3. 営業日・時間及びサービス提供日・時間

営業日 : 月曜日～金曜日 (土・日・祝日・12/30～1/3 を除く)
時 間 : 午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時まで

※ 24 時間対応体制加算契約利用者に対して、24 時間体制にて電話での相談
及び緊急時訪問をします。

4. 事業所の職員体制 (令和 6 年 1 月 1 日現在)

管理者	1 名
看護師	10 名以上
作業療法士	1 名以上
理学療法士	2 名以上
言語聴覚士	0 名
事務	1 名以上

5. 事業の目的・運営方針

療養者の家庭における療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する機能に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。

事業の実施に当たっては、人員の確保、教育、指導に努め、利用者個々の主体性を重し地域の保健・医療・福祉との連携のもと総合的なサービス提供に努めます。

6. 訪問看護の提供方法

- (1) 利用者がかかりつけの医師に申し込み、主治医が事業所に交付した指示により、看護師等が利用者を訪問して、訪問看護計画を作成し訪問看護サービスを提供します。
- (2) 利用者または家族から事業所に直接申し込みがあり、指示書がない場合は主治医に訪問看護指示書の交付を求めるように助言します。
- (3) 利用者に主治医がいない場合は、主治医を決めて申し込むことを助言します。

7. 提供するサービスの内容

- (1) 健康管理（体温、血圧、脈拍、呼吸の測定等）、及び病状の観察
- (2) 清潔に関する援助
- (3) 褥創の処置やその予防
- (4) カテーテルの管理
- (5) 服薬の管理
- (6) 点滴の管理
- (7) 食事や排泄の援助
- (8) リハビリテーション
- (9) ターミナルケア
- (10) 家族への介護指導
- (11) その他必要な療養上の世話又は診療の補助

8. サービス提供の記録、訪問看護計画書の作成について

- (1) 訪問看護サービスを提供した日に、提供した具体的なサービスの内容などを記録し利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に提供します。また、これを契約終了後 5 年間保存します。
- (2) 訪問看護計画書の作成にあたっては、その内容について利用者又は家族に対して説明をおこない、利用者の同意を得ます。

9. 利用者負担金

- (1) 利用者からいただく利用者負担金は、医療保険の法定利用料金に基づく金額で**別紙**「利用料金表」のとおりです。
- (2) 交通費
 - ・ サービス実施地域 1 回 200 円
〔近江八幡市、甲賀市、守山市、野洲市、湖南市、竜王町、日野町、草津市、東近江市、栗東市、大津市〕
 - ・ サービス実施地域外 1 回 1,000 円
- (3) その他の費用
 - ・ 衛生材料 実費
- (4) 料金の支払い時期と支払い方法は、毎月 10 日**までに（以降に）**前月分の請求書を発行し、その月の 27 日に指定の金融機関より自動引き落とし致します。または、現金での集金を致します。

11. 訪問日の変更、キャンセルについて

- (1) 利用者がサービスの利用日や時間変更を希望される場合は、速やかに事業所までご連絡ください。
- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合には、サービス利用の前日午後5時迄にご連絡ください。前日の午後5時以降のキャンセルについては、予定利用料の自己負担分を負担して頂くことがあります。

※ただし、利用者の容体の急変など、緊急やむおえない場合はキャンセル料は不要です。

◆ 近江八幡ステーション連絡先 : 0748-43-0020

◆ 守山サテライト連絡先 : 077-514-1129

- (3) 事業所は、職員体制や緊急訪問対応等による都合で、訪問日や時間変更をお願いする場合があります。

12. 緊急時および事故発生時の対応方法

- (1) 病状の急変やその他必要な場合は、必要時応じて速やかに主治医に連絡及び指示を受ける等の対応をします。
- (2) 事故発生時の状況および事故に際して採った処置を記録します。
- (3) 事業者はサービス提供に伴って、事業者の責めに帰すべき理由により、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、利用者に対しその損害を培養します。
ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合にはこの限りではありません。

13. サービス利用に関する苦情窓口

当事業所が行う訪問看護サービスに関する相談・苦情は、事業所の相談窓口までご連絡ください。速やかに対応致します。又、市町や国民健康保険団体連合会等にも相談窓口があります。

(1) 事業所窓口

担当者：沖 晴美(管理者)

電話：0748-43-0020

時間：月曜日～金曜日 午前9：00～午後5：00

(2) 行政機関その他の苦情受付機関 (時間：月曜日～金曜日 午前9：00～午後5：00)

近江八幡市介護保険担当課	電話番号	0748-33-3511
湖南市	電話番号	0748-71-2356
甲賀市	電話番号	0748-69-2165
草津市	電話番号	077-561-2369
守山市	電話番号	077-582-1127
野洲市	電話番号	077-587-6074
東近江市	電話番号	0748-24-5648
栗東市	電話番号	077-551-0281
大津市	電話番号	077-528-2753
竜王町	電話番号	0748-58-3705
日野町	電話番号	0748-52-6501

14. 非常災害時の対策

- (1) 本事業所は、非常災害の発生時の際に提供するサービスが継続できるよう、医療機関や社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築します。
- (2) 不測の事態に伴い事業所を一時閉鎖や縮小した場合、連携をとっている訪問看護ステーションが代わりに訪問することで継続した訪問看護サービスを提供します。
その際、以下の対応となります。
 - ① 医療依存度の高い利用者を優先してサービスを提供します。
 - ② 代替事業所が訪問する場合、改めて指示書発行や契約等の手続きが必要となります。
 - ③ 訪問回数、曜日・時間の変更や利用料に変更が生じる場合があります。

15. 虐待防止について

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等ために以下の対策を講じます。

- ① 虐待防止責任者を選任しています
【 虐待防止責任者：管理者 沖 晴美 】
- ② 苦情解決のための体制を設備しています。
- ③ 研修等を通じて、従業員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
- ④ サービスの提供中に、医療従事者又は養護者(家族・同居人)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町に通報します。

16. 提供するサービスの第三者評価の実施の有無 【 無 】

17. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① 看護師等は年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いは致しかねますのでご了承ください。
- ② 看護師等は健康保険制度上、利用者の心身の機能回復のために療養上のお世話や診療の補助を行うこととされており、同居家族に対する看護サービスは禁止されていますので、ご了承ください。
- ③ 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、お受け致しかねますのでご了承ください。

(別紙)

医療保険による訪問看護の利用料金

令和 6 年 1 月

診療報酬の一部負担金分がかかります。(健康保険・後記高齢者医療保険など該当保健の自己負担割合分)

サービス内容			診療報酬
基本項目	基本療養費Ⅰ	週 3 日目まで	5,550 円/日
		週 4 日目以降	6,550 円/日
	管理療養費	月の初日	9,800 円 (10,030/
		月の 2 日目以降	初日 3,000 円/日

加算項目	難病等複数回訪問加算：1日に複数回訪問実施可能な人が対象 2回 3回以上	4,500 円/日 8,000 円/日
	特別管理加算：医療器具装着者への管理が必要な人が対象 訪問した場合 Ⅰ：気管カニューレ・留置カテーテル等管理など Ⅱ：その他	5,000 円/月 2,500 円/月
	24 時間対応体制加算 24 時間連絡体制に加え、必要に応じ緊急時訪問看護を行う体制	6,400 【6,800】 / 月
	時間帯加算 夜間・早朝訪問看護加算（6 時～8 時・18 時～22 時） 深夜訪問看護加算（22 時～6 時）	2,100 円/月 4,200 円/月
	情報提供療養費：連携のため市町村への情報提供	1,500 円/月
	訪問看護ターミナルケア療養費	25,000 円/死亡後
	長時間訪問看護加算：①～③の対象者に 1 時間 30 分以上訪問看護を実施 ① 15 歳未満の超重症児又は準超重症児 ② 特別管理加算対象者 ③ 特別訪問看護指示書による訪問看護 ※「15 歳未満の超重症児又は準超重症児」または「15 歳未満の特別管理加算対象者」 に対しては週 3 回に限り、算定することができます。	5,200 円/週 1 日
	複数名訪問看護加算	4,300 円/週 1 回
	看護補助者との同行訪問（週 3 回まで） ※厚生労働省が定める疾患については回数制限なし	3,000 円/回
	乳幼児（3 歳未満）・幼児（3 歳以上 6 歳未満）加算	500 円/日
	退院時共同指導加算：退院・退所時に共同で指導、文書提供	6,000 円
	退院支援指導加算：退院日に療養上必要な指導を実施	6,000 円
	外泊日の訪問看護：訪問看護基本療養費Ⅲ	8,500 円
	在宅患者連携指導加算：文書による情報の共有、指導	3,000 円
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算：利用者の状態の急変、診療方針の変更等に関 係職種が一堂に会しカンファレンス、指導	2,000 円/回

その他の費用

保険外訪問看護療養費	利用者様やご家族様のご要望により保険外の訪問看護を行った場合	30 分につき 1,000 円
交通費	サービス提供実施地域	一律 200 円
休日料金	営業日以外の休日に訪問看護(1 時間程度)を行った場合	1 回につき 2,000 円
永眠時のケア		20,000 円
その他	サービスの実施に必要な衛生材料（ガーゼ・綿棒等）等は、利用者様の実費負担となります。	
	サービス提供記録等をコピーした場合、コピー代実費をご負担いただきます。	1 枚 10 円

☐ 本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

滋賀県草津市追分南 6 丁目 9 番 15 号
株式会社 びわこナーシング
代表取締役 角野 めぐみ

事業所 本部
 サテライト

滋賀県近江八幡市長田町 1 2 6 8 - 1
滋賀県守山市守山 6 丁目 8 番 15-1 号
訪問看護ステーション オリーブ
 管理者 沖 晴美

説明者

訪問看護ステーション オリーブ
氏名 _____

☐ 私は、本書面により事業者から重要な事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者

住所 _____

氏名 _____

同意者 (契約者が本人以外の場合、家族または法定代理人)

住所 _____

氏名 _____

続柄 _____